

様式1

静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務グループ協定書

（目的）

第1条 当グループは、静岡県が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に係る契約事務を共同して行うことを目的とする。

（名称）

第2条 当グループは、「(処分業者名（※(株)、(有)は除く）)グループ」（以下、「グループ」という。）と称する。

（成立の時期及び存続期間）

第3条 当グループは、 年 月 日に成立し、その存続期間は、静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託に係る競争入札参加資格の有効期限までとする。ただし、存続期間を経過しても当グループに係る産業廃棄物処理業務の請負契約の履行が完了するまでの間は、引き続き存続する。

（構成員及び代表者の住所及び名称）

第4条 当グループの構成員は、次のとおりとし、代表者は構成員のうち処分業務を担当する者とする。

代表者（処分業務を担当する者）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

（収集運搬業務を担当する者）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

（グループの位置付け）

第5条 当グループは、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約事務に関し、下記事項を行う。

(1) 見積提出に関すること。

(2) 入札に関すること。

2 前項(2)については、入札まではグループをもって行い、その落札以降は各者が個別に契約を締結し、履行するものとする。

（代表者の権限）

第6条 当グループの代表者は、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約事務に関し、当グル

ープを代表して、発注者との折衝、見積提出及び入札を行う権限を有するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第7条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第8条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当グループが業務を完了する日まで脱退することができない。

(構成員の除名)

第9条 当グループは、収集運搬業務を担当する構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承諾により当該構成員を除名することができるものとする。

2 構成員の代表者が、静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理委託に係る入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当グループの協定を終了する。

3 収集運搬業務を担当する構成員が、静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理委託に係る入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当グループから当該構成員を除外する。

4 収集運搬業務を担当する構成員が、静岡県から入札参加資格の停止処分を受けた場合は、その停止処分の期間、当グループから当該構成員を除外する。

(協定書に定めない事項)

第10条 この協定書に定めない事項については、構成員全員の協議により定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印